

旧市民球場跡地の民間活力の導入可能性調査に関する状況報告

球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて策定・公表した「旧市民球場跡地の活用方策」（平成 25 年 3 月）や、その具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」（平成 27 年 1 月）を踏まえつつ、民間活力の活用を前提に、早期にイベント広場を整備できるよう、専門のコンサルタントへの委託により、民間事業として成立可能な事業スキームの構築について検討することとしている。

1 取組状況

「旧市民球場の跡地の活用方策」においてイベントなどのソフト開発を先行させることとしている緑地広場エリアについて、「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」において示した空間づくりの基本的な考え方や整備概要を踏まえつつ、官民連携手法、事業期間、導入施設、官民の役割分担などについて検討を進めており、現在、民間事業者へのヒアリングを実施しているところである。

2 検討概要

(1) 主な官民連携手法

- ア 都市公園法 (Park-PFI 制度) に基づく手法 (事例: 久屋大通公園【名古屋市】)
都市公園法に基づき、飲食店等の利便施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路等の整備を一体的に行う事業者を公募する手法。
- イ PFI 法に基づく手法 (事例: (仮称) 泉南市営りんくう公園【大阪府泉南市】)
PFI 法に基づく事業契約により、民間事業者の資金調達で、設計・整備から管理・運営を長期に渡り民間事業者に委ねる手法。

(2) 事業期間

一般的に投資回収の視点から長期の事業期間とすることが望ましいが、球場跡地の段階的な整備イメージも考慮しつつ、法令等で定められた期間に基づき検討している。

ア 都市公園法に定められた期間

平成 29 年度における都市公園法の改正により、Park-PFI 制度に基づく公園施設の設置管理許可は最大 20 年 (10 年で更新)、PFI 法に基づく場合は最大 30 年とされている。

イ 指定管理者制度に定められた期間

地方自治法上、事業期間に関する定めはないが、本市が定める指定管理者制度運用の基本方針において、「専門職員の確保や事業運営の安定性等の観点から、指定管理期間を長期とする必要がある施設は 10 年間とする。」としている。